

令和3年度から適用される税制改正について

「働き方改革」を後押しするなどの観点から、基礎控除や給与所得控除などが次のとおり見直されます。

基礎控除の見直し（表1）

①基礎控除の控除額が10万円引き上げられました。（控除額：33万円→43万円）

②合計所得金額が2,400万円を超えると控除額が通減し、2,500万円を超えると適用がなくなります。

表1【基礎控除額一覧】

合計所得金額	基礎控除額	
	改正前	改正後
2,400万円以下	33万円 (所得制限なし)	43万円
2,400万円超～ 2,450万円以下		29万円
2,450万円超～ 2,500万円以下		15万円
2,500万円超		適用なし

給与所得控除の見直し

①給与所得控除額が10万円引き下げられました。

②給与所得控除の適用上限が給与収入金額1,000万円から850万円となり、控除額の上限は220万円から195万円に引き下げられました。

給与所得算出表（改正後）	
給与等の収入金額 A	給与所得金額
550,999円以下	0円
551,000円～1,618,999円	$A - 550,000$ 円
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円
1,628,000円～1,799,999円	$A \div 4$ （1,000円未満の端数切捨） $\times 2.4 + 100,000$ 円
1,800,000円～3,599,999円	$A \div 4$ （1,000円未満の端数切捨） $\times 2.8 - 80,000$ 円
3,600,000円～6,599,999円	$A \div 4$ （1,000円未満の端数切捨） $\times 3.2 - 440,000$ 円
6,600,000円～8,499,999円	$A \times 0.9 - 1,100,000$ 円
8,500,000円以上	$A - 1,950,000$ 円

所得金額調整控除の創設

給与所得控除の上限額が引き下げられ、給与等の収入金額が 850 万円を超える人の税負担が増えることを受け、介護や子育て世代の人の税負担が増えないよう、所得金額を調整する制度が設けられました。

以下に該当する場合、給与所得額から所得金額調整控除額が控除されます。

①給与等の収入金額が 850 万円を超え、次の 1 から 3 のいずれかに該当する場合

1. 納税義務者本人が特別障害者に該当する
2. 年齢 23 歳未満の扶養親族を有する
3. 特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する

所得金額調整控除額＝（給与等の収入金額（1,000 万円を超える場合は 1,000 万円）－850 万円）×10%

②給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、給与所得控除後の金額と公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が 10 万円を超える場合

所得金額調整控除額＝（給与所得控除後の給与等の金額（10 万円を超える場合は 10 万円）＋公的年金等に係る雑所得の金額（10 万円を超える場合は 10 万円）－10 万円

公的年金等控除の見直し

世代内・世代間の公平性を確保する観点から、次のとおり見直されます。

- ①公的年金等控除額が 10 万円引き下げられました。
- ②公的年金などの収入が 1,000 万円を超える場合の控除額に、195 万 5 千円の上限が設けられました。
- ③公的年金などの収入以外の所得が 1,000 万円を超える場合は 10 万円、2,000 万円を超える場合は 20 万円、控除額が引き下げられます。

公的年金等雑所得算出表		
年齢	公的年金等の収入金額 B	雑所得金額
65 歳以上 S31. 1. 1 以前生	3, 299, 999 円以下	B－1, 100, 000
	3, 300, 000 円～4, 099, 999 円	B×0. 75－275, 000
65 歳未満 S31. 1. 2 以後生	1, 299, 999 円以下	B－600, 000
	1, 300, 000 円～4, 099, 999 円	B×0. 75－275, 000
共通	4, 100, 000 円～7, 699, 999 円	B×0. 85－685, 000
	7, 700, 000 円～9, 999, 999 円	B×0. 95－1, 455, 000
	10, 000, 000 円以上	B－1, 955, 000

調整控除の見直し

合計所得金額が 2,500 万円を超える場合、調整控除の適用対象外となります。

所得控除などの合計所得金額要件の見直し（表 2）

給与所得控除や公的年金等控除の見直しに伴い、所得控除などの所得金額の要件が変更となります。

表 2 【所得控除および非課税基準の適用にかかる所得金額の改正】

要件など		改正前	改正後
同一生計配偶者および扶養親族の合計所得金額の要件		38 万円以下	48 万円以下
配偶者特別控除に係る配偶者の合計所得金額の要件		38 万円超 123 万円以下	48 万円超 133 万円以下
勤労学生控除の合計所得金額の要件		65 万円以下	75 万円以下
非課税措置（障害者・未成年（※）・寡婦またはひとり親）の合計所得金額の要件		125 万円	135 万円
均等割の非課税 限度額の合計所 得金額の要件	同一生計配偶者または扶養親族を <u>有しない場合</u>	32 万円以下	32 万円＋ 10 万円以下
	同一生計配偶者または扶養親族を <u>有する場合</u>	32 万円×（同一生計配偶者＋扶養親族の数＋1）＋19 万円以下	32 万円×（同一生計配偶者＋扶養親族の数＋1）＋10 万円＋19 万円以下
所得割の非課税 限度額の総所得 金額等の要件	同一生計配偶者または扶養親族を <u>有しない場合</u>	35 万円以下	35 万円＋ 10 万円以下
	同一生計配偶者または扶養親族を <u>有する場合</u>	35 万円×（同一生計配偶者＋扶養親族の数＋1）＋32 万円以下	35 万円×（同一生計配偶者＋扶養親族の数＋1）＋10 万円＋32 万円以下

※未成年には平成 13 年 1 月 3 日以後生まれで婚姻歴のない方が該当します。

●総所得金額等とは

次の①と②の合計額に、退職所得金額、山林所得金額を加算した金額です。（申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額（長[短]期譲渡所得については特別控除前の金額）の合計額を加算した金額です。）

①事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の金額（損益通算後の金額）

②総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額（損益通算後の金額）の 2 分の 1 の金額

ただし、次の損失の繰越控除を受けている場合は、その適用後の金額をいいます。

（純損失や雑損失、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失、特定居住用財産の譲渡損失、上場株式等に係る譲渡損失、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失、先物取引の差金等決済に係る損失

●合計所得金額とは

「総所得金額等とは」で掲げた損失の繰越控除適用前の各所得を合算したもののことをいいます。

未婚のひとり親に対する税制上の措置の見直し（表3）

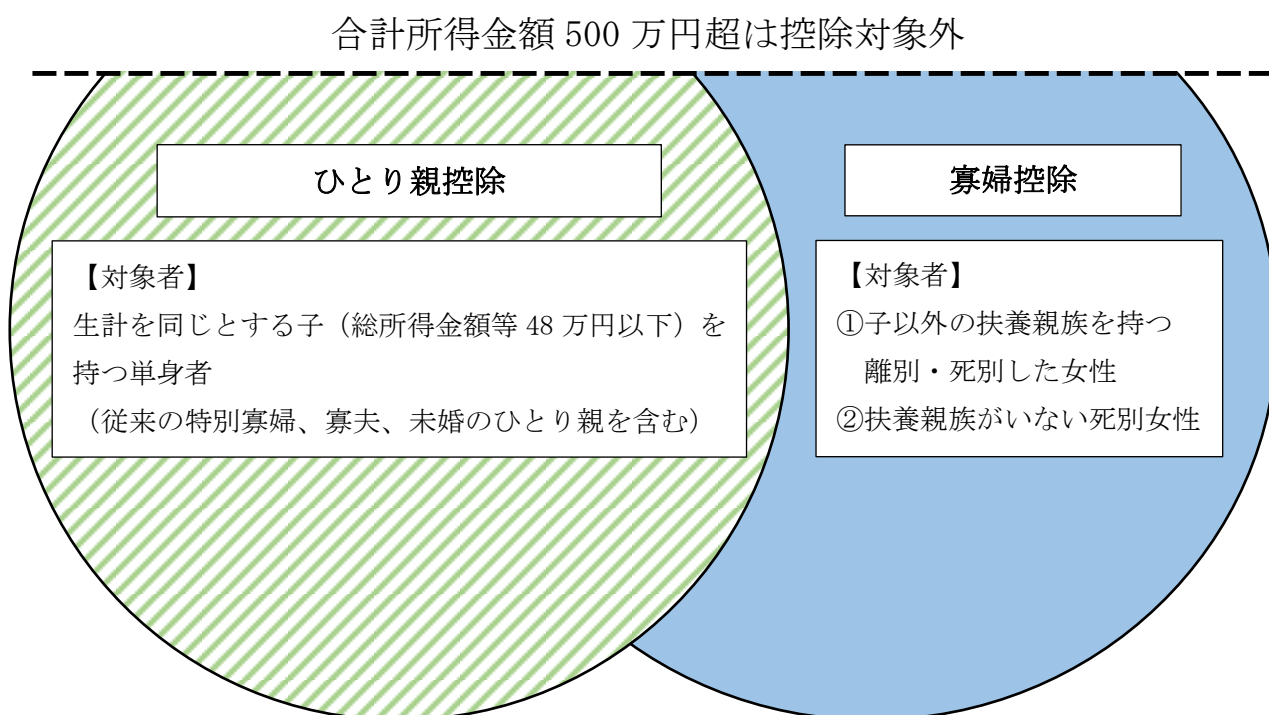
婚姻歴の有無による税制上の不公平を解消するため、新たに創設される「ひとり親控除」に寡夫控除が統廃合され、寡婦控除などの内容が見直されます。

- ① 合計所得金額が 500 万円以下で、生計を同じとする子（総所得金額等 48 万円以下）を有する単身者の控除額は、30 万円となります（ひとり親控除）。
- ② 子以外の扶養親族を有する者に係る寡婦控除（控除額 26 万円）に、所得制限（合計所得金額 500 万円以下）が設けられます。
- ③ 前年の合計所得金額が 135 万円以下であるひとり親または寡婦に対し、個人住民税を非課税とする措置が講じられます。

※離婚をされた方で、控除対象扶養親族がいない場合は控除の対象外です。

ただし、配偶者と死別した女性、または配偶者が生死不明の女性は、控除対象扶養親族がいない場合も寡婦控除の対象となります（合計所得金額 500 万円以下）。

表3 【ひとり親控除と寡婦控除（改正後）】



※ 住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある方は対象外です。



イベント中止等に伴うチケットの払戻しを行わない場合の寄附金税額控除の特例

新型コロナウイルス感染症に関し政府の自粛要請を受けて、開催中止・延期・規模の縮小となった文化芸術・スポーツイベントについて、そのチケットの払戻しを受けない場合に、上限額 20 万円の範囲で、個人市・府民税の寄附金税額控除を受けることができるようになりました。

なお、他の寄附金税額控除対象額も合わせて総所得金額等の 30%が上限となります。

①対象となるイベント

次の条件をすべて満たし、主催者が文化庁・スポーツ庁に申請して指定を受けたイベント

- ・文化芸術またはスポーツに関するもの
- ・令和 2 年 2 月 1 日～令和 3 年 1 月 31 日までに日本国内で開催された、または、開催予定であったもの
- ・不特定かつ多数の者を対象とするもの（広く一般にチケット等が販売されているもの）
- ・政府の自粛要請を受けて中止・延期・規模の縮小が行われたもの

②適用を受けるための手続き

指定行事証明書の写し及び払戻請求権放棄証明書を添付して、確定申告または市民税・府民税申告を行うことが必要です。

住宅ローン控除の適用要件の弾力化（緩和）

新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等への対応として、令和 2 年 12 月 31 日までに入居ができなかった場合でも、次に掲げる要件を満たす場合、控除期間が 13 年に延長された住宅借入金等特別控除を適用することができるようになりました。

①新型コロナウイルス感染症の影響によって新築住宅、建売住宅、中古住宅又は増改築等を行った住宅への入居が遅れたこと。

②一定の期日（※）までに、新築住宅、建売住宅・中古住宅の取得、増改築等に係る契約を行い、令和 3 年 12 月 31 日までに入居していること。

※新築住宅の場合：令和 2 年 9 月 30 日まで

※建売住宅・中古住宅の取得、増改築等の場合：令和 2 年 11 月 30 日まで